

公告

地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 199 条第 12 項の規定により、長野県知事から、平成 30 年度財政的援助団体等の監査の結果に関する報告に基づき、次のとおり措置を講じた旨通知がありました。

また、監査の結果に関する報告に添えて提出した意見に対する方針について通知がありました。

令和元年 10 月 10 日

長野県監査委員 田 口 敏 子
同 西 沢 利 雄
同 青 木 孝 子
同 宮 本 衡 司

1 【監査結果（指導事項）に関する報告に基づく措置（処理状況）の内容】

監査対象団体名	監査の結果	処理状況
一般社団法人長野県観光機構	団体等に対する指導事項 1 現金払いに係る債権者からの受領印徴取の改善 現金による支払を行う場合には、一般社団法人長野県観光機構経理規程第 37 条第 2 項の規定により、必ず債権者の領収書を徴取しなければならないとされているところ、当機構が実施する事業の説明会において参加者に対し旅費等を現金にて支払った際、当該説明会の欠席者分について、書面による受領委任がなされていないにもかかわらず、その代理として、出席していた参加者から受領印等を徴する不適切な事務処理が行われていましたので改善してください。	1 今後の支払いについては、現金支払をやめ、口座振込扱いとしました。 2 指導事項について、職員への周知徹底をはかるため、2 回にわけ、職員を参集して今後の徹底運用の説明会の開催、文書配付を行い、会計処理の適正性、安全性の徹底運用をはかることとしました。
	所管課（観光部山岳高原観光課）に対する指導事項 1 現金払いに係る債権者からの受領印徴取に関する一般社団法人長野県観光機構への指導 現金による支払に係る受領印の徴取について、機構では、経理規程に基づき必ず債権者の領収書を徴取しなければならないとされているところ、機構が実施する事業の説明会において参加者に対し旅費等を現金にて支払った際、当該	毎週開催している観光部と長野県観光機構の部課室長会議の中で、会計事務の適正な執行のため、不適正な事務処理例の共有と注意喚起などを行っています。 今後も、このような取組を進めることにより、長野県観光機構の内部統制の強化とコンプライアンスの推進に努めます。

	<p>説明会の欠席者分について、書面による受領委任がなされていないにもかかわらず、その代理として、出席していた参加者から受領印等を徴取するといった不適切な事務処理が行われていました。ついては、適切な事務処理が行われるよう機構に対し指導してください。</p>	
<p>公益財団法人長野シルバー人材センター</p>	<p>団体等に対する指導事項</p> <p>1 指定管理業務に係る事業報告内容（収支実績金額）の誤り</p> <p>平成 29 年度長野県若里公園事業報告書の収支実績について、当法人の正味財産増減計算内訳書の当該業務決算額（当期一般正味財産増減額 △258,124 円）の内訳を報告すべきところ、異なる収支差額（139,540 円）の内訳を報告したため、本来ならば決算額と収支差額は一致するはずですが 397,664 円の差が生じています。これは、費用のうち給料手当、法定福利費及び租税公課において、誤って決算額の内訳と異なる金額を報告したことが原因ですので、今後、同様のことが起きないように再発防止に努めてください。</p> <p>所管課（都市・まちづくり課）に対する指導事項</p> <p>1 指定管理業務に係る事業報告の内容確認</p> <p>平成 29 年度長野県若里公園事業報告書の収支実績において、公益社団法人長野シルバー人材センターから当該業務決算内訳と異なる収支内訳が提出されましたが、その内容を精査せず、誤りの是正を求めています。今後、報告内容を十分確認するとともに、誤りがある場合は必ず是正させてください。</p>	<p>今回の誤りは、事業報告書において、収支実績額を報告すべきところ、収支計画書の金額により書類を作成してしまったことによるため、今後の事業報告書等の作成に当たっては、書類作成者以外の者が必ずダブルチェックを行うことにより、同様の誤りの再発防止に努める。</p> <p>指定管理者が提出する事業報告書に決算書類の添付を求め、事業報告書との突合により、内容を確認する</p>

	また、指定管理者に対し同様のことを起こさないよう適切な指導を行ってください。	
--	--	--

2 【監査結果（検討事項）に関する報告に基づく措置の内容】

監査対象団体名	監査の結果	措置状況
長野県山岳協会	<p>所管課（観光部山岳高原観光課）に対する検討事項</p> <p>1 長野県山岳総合センター人工岩場の利用のあり方</p> <p>当該人工岩場については従前より利用料を徴収していませんが、近時、一部の利用者が、当該施設を岩登りの講習に用い、参加者から受講料を徴収していると推測されるとのことです。ついては実態を調査するとともに、こうした利用形態が、公共用財産の利用のあり方として適切かどうかという点について検討するなどしてください。</p>	<p>今回、ご指摘を受け実態調査を行ったところ、営利目的ではなく講師謝金等を実費相当として徴収し行っている講習が一部ありました。</p> <p>どのように人工岩場を利用していただくのが公共用財産の利用のあり方として適切なのか、来年度、山岳総合センターの指定管理者更新のタイミングに合わせ対応できるよう検討していきます。</p>
長野県住宅供給公社	<p>所管課（建設部建築住宅課）に対する検討事項</p> <p>1 通年で委託する業務の給付完了検査時期</p> <p>長野県住宅供給公社が発注している県営住宅のエレベータ保守点検など、通年で委託する業務の3月分の委託料については、月末に完了検査を行い、未払金に費用計上したうえで支出するのが地方住宅供給公社会計における通常の経理ですが、公社では、県の指導に基づき月末を待たずに完了検査を行い、委託料の支払いまで行っています。かかる取扱いについて検討するとともに、公社に対し適切な指導をしてください。</p>	<p>長野県住宅供給公社に対し、今後の取扱いについて、以下の点に留意するよう通知（平成31年1月29日付け30建住公第225号）した。</p> <p>1 県営住宅に係る通年で委託する業務の給付完了検査時期について</p> <ul style="list-style-type: none"> 長野県住宅供給公社が実施する完了検査は、保守点検等の業務が完了する3月31日付けで行うこと。 <p>2 3月分又は第4四半期分の委託料の支払いについて</p> <ul style="list-style-type: none"> 年度協定の期間設定により、当該年度内に支払いを完了させる必要があるため、長野県住宅供給公社と保守点検業者の間で交わす契約書に前払金の条項を追加すること。

<p>公益財団法人長野県スポーツ協会</p>	<p>所管課（教育委員会事務局スポーツ課）に対する検討事項</p> <p>1 公益財団法人長野県スポーツ協会に対する馬匹（ばひつ）※管理費補助金の制度見直し</p> <p>当補助金は、国体等競技会に使用する県スポーツ協会所有の競技馬の管理費（飼料代・装蹄費・厩舎管理費）を県教育委員会事務局が補助しています。</p> <p>この県スポーツ協会所有の競技馬が、老化・怪我等により使用に耐えなくなった際には、更新のため県馬術連盟が購入した競技馬と無償交換により県スポーツ協会が取得し、県馬術連盟に貸与されています。</p> <p>これは、管理費補助金を交付するため県スポーツ協会が競技馬を所有する必要があることから行われているものですが、これまでの管理費補助に代えて、県スポーツ協会が競技馬を所有せずに購入費補助とするなど、実態にあった補助制度及び事務処理を検討してください。</p> <p>※ 馬匹（ばひつ）：「馬」を意味します。</p>	<p>実際の補助対象となる競技馬の所有権について、県スポーツ協会と県馬術連盟の間で曖昧になっていたことが課題であったため、県スポーツ協会の償却資産台帳への記載を整理し、補助対象となる馬を明確にしたことで、実態にあった補助制度となるよう改善を図りました。</p> <p>2027年に本県で開催される国民体育大会も見据え、今後も適切な事業となるよう努めてまいります。</p>
<p>公益財団法人長野シルバー人材センター</p>	<p>所管課（都市・まちづくり課）に対する指導事項</p> <p>1 長野県若里公園における長期放置車両の早期解決</p> <p>公園内駐車場に平成28年12月2日から車両1台が長期にわたり放置されていますので、早期解決に向け具体策を検討してください。</p>	<p>「長野県都市公園の不法占用等の是正に係る事務処理要領」を平成30年10月1日に施行し、同要領に基づき、平成30年12月10日放置車両を撤去した。</p>

<p>商工会議所</p>	<p>所管課（産業労働部産業政策課）に対する検討事項</p> <p>1 商工会議所に対する補助金の補助対象範囲の明確化</p> <p>小規模事業経営支援事業費補助金のうち経営安定特別相談事業費について、補助対象経費の範囲を明確にするとともに、疑義がある場合は事前に相談するよう補助対象者に周知することを検討してください。</p>	<p>商工会議所に対して、経営安定特別相談事業の補助対象経費の範囲を明示するとともに、疑義がある場合には事前に相談するよう要請しました。</p>
--------------	--	--

3 【監査の結果に関する報告に添えて提出した意見に対する方針】

監査対象団体名	監査の結果	意見に対する方針
<p>一般社団法人長野県観光機構</p>	<p>団体等に対する意見</p> <p>1 基礎自治体、広域連合等との積極的な連携・協働</p> <p>県は、市町村、DMO、観光関連事業者等が互いに協働して取り組むための指針として、「観光戦略2018」を策定し、高い専門性と民間の利点を活かし機動力を備えた当機構と積極的に協働し、様々な施策を展開しています。</p> <p>また、当機構では、職員・組織体制を充実強化し、舵取り役としての専門性を高めているところですが、県DMOとしての役割を果たすためには、限られた人員と財源を有効活用し、更に多くの施策を展開していく必要があります。</p> <p>そのうえ、来訪者の要望も多様化しており、個に対応するためにも、基礎自治体や広域連合等と積極的に連携・協働して、戦略的に観光地域づくりを推進してください。</p> <p>2 中期経営計画の目標達成に向けた取組</p> <p>中期経営計画（財務編）において掲げた、平成34年度(2022年度)の正味財産増減額の均衡という目</p>	<p>1 計画的に、広域型DMO形成重点支援候補地域を設定・支援するなどし、地域の声を聴き連携しながら、更なる観光地域づくりに取り組んでまいります。</p> <p>2 中期経営計画の目標達成に向け、収益事業の強化拡充や会員増加等、安定的な収益源の確保・確立に努めるとともに、継続的にコストを意識した管理費の削減に努めてまいります。</p>

	<p>標の達成に向け、収益の柱となり得る事業の強化拡充に努めてください。また、県DMOとしての実績を着実に上げていくなかで、関係団体の理解を得ながら会員を増やす取組を進めるなど、安定した財源の確保に努めてください。併せて、管理費支出のより一層の削減に努め、引き続き、コストを意識した経営を進めてください。</p>	
長野県山岳協会	<p>所管課（観光部山岳高原観光課）に対する意見</p> <p>1 各部局の事業を活かした長野県山岳総合センターの運営 当センターを所管する山岳高原観光課では、センターの指定管理者を長野県山岳協会としています。平成27年度からの基本協定書は教育長と交わしていますが、センターに関する事務が、教育委員会事務局スポーツ課から山岳高原観光課に移行された後の年度協定についても同様としています。補助執行で対応しているとのことですが、各々の部局での事業が十分に活かされるよう対応してください。また、これと併せ、次のことに取り組んでください。</p> <p>(1) 施設の老朽化への計画的な対応</p> <p>(2) センターが第三者の意見を聴く場としての「運営懇談会」の内容等についての把握及び検討</p> <p>(3) センターが実施した中学校登山動向アンケート調査結果を踏まえた、今後の方向性へ向けた対応</p>	<p>1 (1) 財産活用課で実施している長野県ファシリティマネジメント基本計画に基づく優先度評価により対応していきます。</p> <p>(2) センターと議事録の内容を共有するとともに、必要に応じて内容の検討を行います。</p> <p>(3) 今後、センターと県教育委員会との話し合いの場を設けます。</p>
公益社団法人長野県林業公社	<p>所管課（林務部森林づくり推進課）に対する意見</p> <p>1 「県と公益社団法人長野県林業</p>	<p>長期収支予測は、木材価格や生産材積の変動による影響も大きい ため、県との連結損益試算につい</p>

	<p>公社の連結損益試算」の公表と県民への説明</p> <p>当公社は、平成 29 年度までに全ての分収林について契約団地ごとに施業地カルテを作成し、これを基に施業方針を見直した上で、今後の管理・伐採を含む長期事業計画を策定するとともに、長期収支予測試算の見直しを行いました。</p> <p>また、県は公社に対し、直接、貸付を行うほか、金融機関からの借入に対し全額損失補償を行っており、平成 29 年度末現在の貸付残高は 211 億余円、損失補償額は 77 億余円となっています。この借入金は、公社が見直した長期収支予測試算では、全ての立木の販売が完了する最終事業年度（平成 88 年度(2076 年度)）に約 107 億円（平成 24 年度公表金額）が累積債務として残り、県が回収不能になることが見込まれますが、この金額も見直しに伴い変わってきます。</p> <p>現在、県において公社が策定した計画及びこの計画を基に試算した収支予測の内容について精査しているところですが、県民に広く理解を得ていく必要がありますので、なるべく早い時期に県と公社の連結損益試算を公表し、正確かつ分かりやすい説明をするよう努めてください。</p>	<p>では、現在、関係部局とその内容を検討しています。「林業公社経営改革プラン」の取組実績等も踏まえ、県民への正確かつ分かりやすい試算の方法等の検討を進め、適切な時期に公表できるよう努めてまいります。</p>
株式会社東急コミュニティー	<p>団体等に対する意見</p> <p>1 自主事業の内容について</p> <p>管理運営業務仕様書では、当社は、男女共同参画センターの設置目的（男女共同参画社会づくりの促進に関する施策の実施及び県民等による男女共同参画社会づくりに関する活動の支援（長野県男女共同参画センター</p>	<p>1 自主事業の内容について</p> <p>自主事業に関しては、管理運営業務仕様書及び事業計画書に基づき、企画・実施をしております。現在までは、県民の皆様、特に近隣住民の方々に当施設を広く知って頂き、利用促進につながるよう、自主事業のテーマを男女共同参画社会づくりに必ず</p>

	<p>条例第2条))の範囲内で、県と協議のうえ、自主事業を実施することとされています。</p> <p>しかしながら、平成29年度に実施された自主事業としての講座のテーマは、必ずしもかかる目的と関連を有するものばかりではないように見受けられます。ついては、テーマの選定はむろんのこと、運営のあり方として男女ともに参加することを推奨するなどの工夫を通じ、可能な限り仕様に沿った業務を実施するよう努めてください。</p>	<p>しも限定せず、企画立案しておりました。</p> <p>今回の監査でのご意見を受け、可能な限り男女共同参画社会づくりを促進するとの目的に沿うよう自主事業のテーマを設定し、実施してまいりたいと考えております。</p>
	<p>所管課(県民文化部人権・男女共同参画課)に対する意見</p> <p>1 自主事業の内容について 長野県男女共同参画センターの指定管理者である株式会社東急コミュニティーが平成29年度に実施した自主事業は、必ずしも、管理運営業務仕様書に定める、センターの設置目的と関連を有するものばかりではないように見受けられます。ついては、自主事業実施に係る協議に応ずるに当たってはかかる点に留意し、可能な限り仕様に沿った自主事業が実施されるよう指導してください。</p>	<p>1 ご意見のとおり、自主事業実施に係る協議に応ずるに当たっては、男女共同参画促進に資する事業が実施されるよう指導してまいります。</p>
上田商工会議所	<p>団体等に対する意見</p> <p>1 決算書類への注記の付記 決算書類に会計方針等の注記が未だ記載されていませんので、注記を付し、わかりやすい決算書類としてください。</p>	<p>平成30年度決算書類から会計方針等注記を付します。</p>
駒ヶ根商工会議所	<p>団体等に対する意見</p> <p>1 決算書類への注記の付記 決算書類に会計方針等の注記が未だ記載されていませんので、注記を付し、わかりやすい決算書類としてください。</p>	<p>平成30年度決算分より「会計方針に係る事項に関する注記」を付した決算書類を作成します。</p>

大町商工会議所	<p>団体等に対する意見</p> <p>1 決算書類への注記の付記 決算書類に会計方針等の注記が未だ記載されていませんので、注記を付し、わかりやすい決算書類としてください。</p>	<p>平成 30 年度収支決算書より注記し、わかりやすい決算書類になるよう改善しました。</p>
千曲商工会議所	<p>団体等に対する意見</p> <p>1 決算書類への注記の付記 決算書類に会計方針等の注記が未だ記載されていませんので、注記を付し、わかりやすい決算書類としてください。</p>	<p>平成 30 年度の決算書類から会計方針等の注記を付し、わかりやすい決算書類とします。</p>
安曇野市商工会	<p>団体等に対する意見</p> <p>1 決算書類への注記の付記 決算書類に会計方針等の注記が未だ記載されていませんので、注記を付記し、わかりやすい決算書類としてください。</p>	<p>決算書類への注記について次のとおり付記します。</p> <p>1 重要な会計方針</p> <p>(1) 固定資産の減価償却の方法 定率法による</p> <p>(2) 消費税等の会計処理について 税込方式による</p>
長野市商工会	<p>団体等に対する意見</p> <p>1 商工会経理基準に基づいた決算書類の作成</p> <p>(1) 貸借対照表については、商工会運営指針 第 2 章 商工会経理基準（平成 21 年 10 月 31 日改訂）別表 6 の様式に従って作成してください。</p> <p>(2) 財産目録については、同基準別表 7 に従い、科目毎の摘要欄の記載を詳細に表示するか付属明細書を作成するなどして、わかりやすい決算書類としてください。</p>	<p>1 (1) 平成 30 年度決算より別表 6 の様式で作成し、令和元年度総代会資料にも掲載しました。</p> <p>(2) 財産目録の付属明細書を作成する方法で、令和元年度決算より対応します。</p>
長野県高等学校体育連盟	<p>団体等に対する意見</p> <p>1 収入支出決算書について</p> <p>連盟の収支及び新年度事業計画等については、連盟規約に基づき評議員会において審議決定されています。</p> <p>しかしながら、学校体育振興事業補助金の執行については、冬季スポーツ大会が 3 月まで実施されており、当年度内に開催さ</p>	<p>ご意見のとおり、一般会計の決算書に算入することが困難なため、項目を分けて長野県高等学校体育連盟決算書に記載することといたしました。</p>

	<p>れる評議員会までに決算額が確定できないため、決算書に算入されていません。</p> <p>このため、当該補助金を含めた決算書の作成について検討してください。</p>	
商工会議所	<p>所管課（産業労働部産業政策課）に対する意見</p> <p>商工会議所の決算書類について、商工会議所会計基準第 24 条の規定による「決算書類の注記」が付記されていない事例が多く見受けられましたので、適正な決算書類を作成するよう関係機関に対し適切な指導を行ってください。</p>	<p>商工会議所に対して、商工会議所会計基準第 24 条の規定による「決算書類の注記」を行うよう要請しました。</p>
商工会	<p>所管課（産業労働部産業政策課）に対する意見</p> <p>1 商工会に対する適切な指導</p> <p>商工会の決算書類について、商工会経理基準では、一般会計と特別会計を合算した決算書の作成や、固定資産の減価償却方法や引当金の計上基準など決算書類の作成に関する重要な会計方針等の注記を求めているなどの理由により、明瞭に表示されていない事例が多く見受けられました。</p> <p>また、このことについては、平成 21 年度財政的援助団体等監査の結果において見直しを要請したところですが、未だ改善されていませんので、改めて関係機関に対し見直しを要請するとともに、適切な指導をしてください。</p>	<p>長野県商工会連合会に対し、商工会の決算書類の明瞭な表示について検討を促すとともに、商工会に対する適切な指導を要請しました。</p>